

十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域指定80周年記念ロゴマーク利用規程

80周年記念ロゴマーク選考委員会

十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田連峰を有する「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域」が昭和11年(1936年)2月1日に国立公園の指定を受け、平成28年(2016年)に80周年を迎える。この記念すべき節目の年を広く発信するにあたり、環境省東北地方環境事務所及び十和田八甲田地域に関係する自治体では、80周年記念ロゴマーク選考委員会として、80周年記念のロゴマークを募集し、優秀作品を指定80周年記念行事等において活用することとした。

優秀作品に選定されたロゴマークの利用規程を以下のとおりとする。

(趣旨)

第1条 本規程は、十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域指定80周年記念ロゴマークを利用する場合（以下、「ロゴマーク」と言う。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程が対象とするロゴマークのデザインは、別添による。

(利用できる者)

第3条 ロゴマークを利用できる者は、十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域指定80周年の趣旨に賛同する団体又は個人とする。

(禁止事項)

第4条 次の事項に該当する利用は、行ってはならない。

- (1) 十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域指定80周年のイメージや信用を害し、又は害するおそれがある利用
- (2) 法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある利用
- (3) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する利用
- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとしての利用
- (5) 反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある者による利用
- (6) 生産過程において自然環境等に多大な負荷を与える商品等への利用

(デザイン)

第5条 ロゴマークの利用にあたっては、オリジナルデザインの意図するものを損なわないよう十分留意し、別添を遵守することとする。

(運用規定の履行)

第6条 ロゴマークを利用する者は、信義にしたがい、誠実にこの利用規程を履行しなければならない。また、ロゴマークを付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合、ロゴマークの利用者は誠意をもって必要な措置を講じること。

第7条 ロゴマークの利用については、広く自由に使っていただくため、利用申請は必要としないが、どのようなものに使用されたかを把握するため、事前の届出制とする。利用者は、使用目的、使用期間、使用箇所等を明記した文書（任意の様式で可）を事前に、環境省東北地方環境事務所十和田自然保護官事務所に届出ることとする。

第8条 ロゴマークの利用については、営利を目的とした商品等への使用も可能であるが、収益等が生じる場合は、それらを活用し、十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域の普及啓発や保全活動に協力するよう努力するものとする。

(改善の指示等)

第9条 利用規程に従わない利用に対し、80周年記念ロゴマーク選考委員会は改善や利用の差し止めを指示することができる。この場合、利用規程に従わない利用をしていた者に損害が生じても、80周年記念ロゴマーク選考委員会はその責めを負わない。

(権利)

第10条 ロゴマークに関する一切の権利は、80周年記念ロゴマーク選考委員会に帰属する。

(附則)

この規程は、平成27年10月13日から施行する。